

有効期間10年（令和17年12月31日まで）

令和7年1月29日

各部長・参事官
各所属長様

警察本部長
（生活安全総務課）

広島県自転車防犯登録制度の運用について（通達）

広島県自転車防犯登録制度については、広島県自転車防犯登録制度の運用について（令和6年3月12日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、旧通達に定める広島県自転車防犯登録制度運用要領を別添のとおり一部改訂し、令和7年1月29日から運用することとしたので、部下職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和7年1月29日限り廃止する。

本件担当 地域安全係
警 電

広島県自転車防犯登録制度運用要領

1 広島県自転車防犯登録制度の目的

本制度は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和 55 年法律第 87 号）第 12 条第 3 項に基づき自転車利用者の責務として義務づけられている自転車の防犯登録（以下「防犯登録」という。）について、「自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則」（平成 6 年国家公安委員会規則第 12 号）に基づき指定を受けた非営利団体（以下「指定団体」という。）が防犯登録に係る業務（以下「登録業務」という。）を行うものであり、自転車の盗難の防止及び盗難被害に遭った自転車の回復を目的とする。

2 登録業務の実施主体

広島県公安委員会が指定する次の指定団体を登録業務の実施主体とし、登録業務は、同団体が指定する自転車販売店等（以下「登録指定店」という。）を通じて行う。

- 名称 広島県自転車協同組合（以下「県組合」という。）
住所 広島市南区東雲本町 3 丁目 7 番 23 号 第 2 中万ビル 1 階
電話 082-281-3520
- 名称 公益社団法人広島県防犯連合会（以下「県防連」という。）
住所 広島市中区八丁堀 12 番 15 号 S Y ビル 4 階
電話 082-221-0642

3 防犯登録の推進

指定団体、登録指定店及び各警察署は、あらゆる機会を通じて本登録制度の周知徹底を図り、県民が所有する自転車の全てに防犯登録が行われるよう推進するものとする。

4 防犯登録の対象

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定され、所有者が登録を申し出た自転車とする。

5 防犯登録の種類

(1) 新規登録

未登録の自転車を、購入・譲り受け等して新たに所有するに至った者、現に所有している自転車を登録していない者又は県外から転入した者が受ける登録をいう。

(2) 異動登録

登録済みの自転車を所有する者が、住所、氏名又は電話番号を変更した場合に受ける登録をいう。

(3) 抹消登録

登録済みの自転車を所有する者が、当該自転車を廃棄・譲り渡した場合等、以前の登録を抹消するために受ける登録をいう。

6 防犯登録の方法

指定団体によって防犯登録の方法は若干異なっているが、各指定団体が定める実施要領に基づき行うものとする。

- 県組合「広島県自転車防犯登録実施要綱」
- 県防連「公益社団法人広島県防犯連合会自転車防犯登録取扱規程」

7 新規登録の手続

- (1) 自転車を利用する者からの申請により登録指定店が扱うものとする。
- (2) 新規登録の手続は、別記様式第1号の自転車防犯登録証明書（以下「登録証明書」という。）により行うものとする。ただし、次の場合は、登録証明書を必要としない。
 - 自転車販売店で自転車を購入した者が、当該自転車販売店で新規登録の申請を行う場合
 - 他の自転車販売店等で自転車を購入した者が、当該自転車に係る別記様式第2号の自転車販売証明書（以下「販売証明書」という。）の交付を受けて申請する場合
- (3) 登録証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第3号の自転車防犯登録証明願（以下「登録証明願」という。）を警察官に提出するものとする。
- (4) 登録証明願を受理した警察官は、新規登録を受けようとする自転車が不正品でないことを確認した上で登録証明書を交付するものとする。
- (5) 登録証明書又は販売証明書の交付を受けた者は、速やかに当該登録証明書又は販売証明書を登録指定店に提出し、新規登録を受けるものとする。
- (6) 地区防犯連合会で行う新規登録の方法は、県防連の登録様式による手続とし、申請を受理した取扱者により、防犯登録証（シール）を自転車のサドルの下など確認しやすい位置に貼付する。
- (7) 新規登録の手数料は、自転車1台につき650円（非課税）とする。
- (8) 登録証明書及び登録証明願に係る関係様式の保存期間は1年とする。

8 異動登録及び抹消登録の手続

- (1) 自転車の利用者からの申請により登録指定店が取り扱うものとする。
- (2) 異動登録又は抹消登録をしようとする者は、各指定団体が定めた異動登録等申請書を登録指定店に提出するものとする。
- (3) 広島県警察（以下「県警」という。）で行う異動登録及び抹消登録の手続は、別記様式第4号の自転車防犯登録（異動・抹消）申請書（以下「異動・抹消申請書」という。）によって行うものとする。

なお、防犯登録制度は、全国統一されたものではなく、各都道府県において運用が異なるため、県外において登録されている自転車の異動登録又は抹消登録につ

いては、当該自転車に関する照会（共通基盤上又は県外照会）及び申請者の人定確認等を行い、内容に齟齬がなければ、異動・抹消申請書を作成し、生活安全部生活安全総務課を経由して登録された都道府県に通知するものとする。

- (4) 異動登録及び抹消登録に係る関係様式の保存期間は1年とする。

9 防犯登録の流れ

(1) 県組合の指定する登録指定店の場合（別表1参照）

- ア 新規登録を行った場合は、自転車防犯登録カード（甲）「組合用」を速やかに県組合へ送付する。
- イ 登録済みの自転車を所有する者から自転車防犯登録カード（乙）「お客様控」の再交付の申請があった場合における手数料は、自転車1台につき200円（税別）とする。
- ウ 異動登録を行った場合は、自転車防犯登録（異動）カード「県組合送付用」を速やかに県組合へ送付する。
- エ 抹消登録を行った場合は、自転車防犯登録（抹消）カード「県組合送付用」を速やかに県組合へ送付する。
- オ 県組合は、自転車防犯登録カード（甲）「組合用」、自転車防犯登録（異動）カード「県組合送付用」及び自転車防犯登録（抹消）カード「県組合送付用」の送付を受けたときは、全国共通基盤のデータベースに登録するため電子データ化した防犯登録データを速やかに生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）へ通知するものとする。

(2) 県防連の指定する登録指定店の場合（別表2参照）

- ア 新規登録を行った場合は、自転車防犯登録カード（甲）（県防連用）を速やかに県防連へ送付する。
- イ 異動登録又は抹消登録を行った場合は、自転車防犯登録（異動・抹消）申請書（甲）（県防連用）を速やかに県防連へ送付する。
- ウ 県防連は、自転車防犯登録カード（甲）又は自転車防犯登録（異動・抹消）申請書（甲）の送付を受けたときは、全国共通基盤のデータベースに登録するため電子データ化した防犯登録データを速やかに生活安全総務課長に通知するものとする。
- エ 防犯登録カード（乙）（登録店控用）及び受払簿の保存期間は、「公益社団法人広島県防犯連合会自転車防犯登録取扱規程」による。

10 電子計算機への登録、変更又は削除

- (1) 生活安全総務課長は、県組合又は県防連から防犯登録データの通知を受けたときは、速やかに全国共通基盤のデータベースに必要事項の登録を行う。
- (2) 登録後20年を経過したときは、全国共通基盤内の防犯登録データは自動削除される。

自 転 車 防 犯 登 録 証 明 書

年 月 日
交 番
警察署
駐在所
官職・氏名 印

次のとおり届け出たことを証明する。

所有者・住所 氏 名・年 齢	市 区 丁目 番 号 郡 町 大字 番地 氏名 年 月 日生 電話番号（自宅・携帯）			
登録する自転車	種 別		タイヤサイズ	インチ
	製 作 所		そ の 他	
	車 体 番 号			
	車 体 色			
備 考				

※ 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自 転 車 販 売 証 明 書

購 入 者	市 区 丁目 番 号 郡 町 大字 番地 氏名 年 月 日生		
種 別	普通車 ・ 軽快車 ・ スポーツ車 ミニサイクル ・ 子供車 ・ 電動車 ・ その他		
製 作 所 名		タ イ ヤ サ イ ズ	インチ
車 体 番 号			
車 体 色			
販 売 年 月 日			
以上のとおり販売したことを証明します。 年 月 日 販売店所在地 販 売 店 名 印 電話番号			

- ※ この証明書を自転車防犯登録指定店に持参すれば、自転車防犯登録ができます。
- ※ 自転車防犯登録には、手数料が必要です。
- ※ 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

年 月 日

警察署長 様

氏名

自 転 車 防 犯 登 録 証 明 願

次のとおり間違いありませんので、登録証明をお願いします。

登 録 申 請 者	市 郡 区 町 丁目 大字 番 号 番地			
	氏名 年 月 日生 電話番号（自宅・携帯）			
登録する自転車	種 別		タイヤサイズ	インチ
	製 作 所		そ の 他	
	車 体 番 号			
	車 体 色			
証 明 願 理 由	☐ 販売証明が無いため ☐ 中古購入のため ☐ き損被害にあったため ☐ その他（ ） ☐ 他人から譲り受けたため ☐ 盗難被害にあったため ☐ 防犯登録有効期限（20 年）を経過したため			
盗難手配の有無	有 ・ 無	取扱者官職・氏名	印	

※ 既登録の自転車の場合は、抹消申請を先行すること。

※ 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自転車防犯登録（異動・抹消）申請書

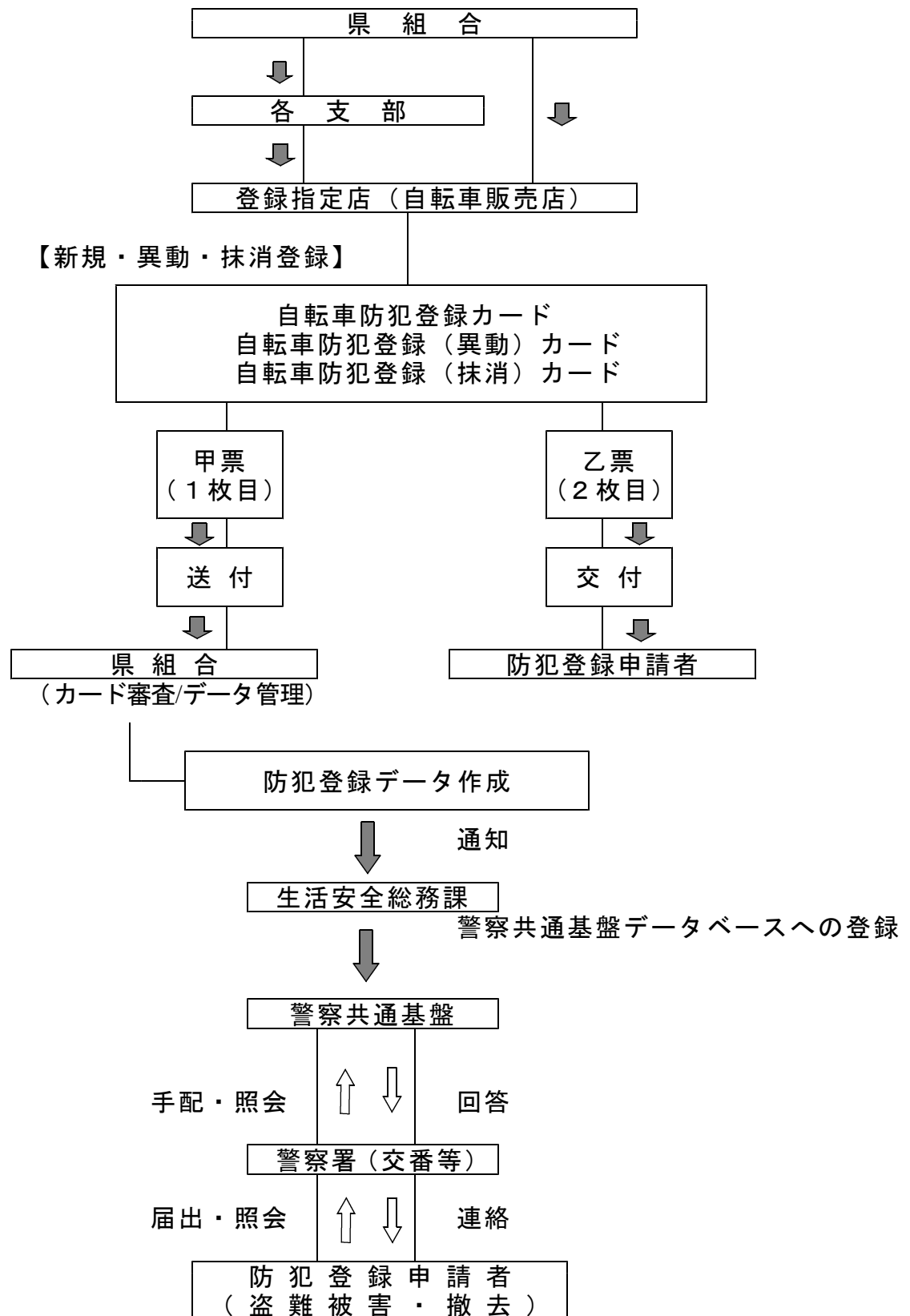
資料区分		3 異動				5 抹消														
登録番号						—														
所有者	住所	市 町 丁目 番 号 郡 大字 番地 号室																		
	コード																			
	フリガナ							電 話 番 号												
	氏 名																			
車体番号																				
異動・抹消 申請日		年		月		日		備 考												
旧住所又は氏名	住所	市 町 丁目 番 号 郡 区 大字 番地 号室																		
	フリガナ							電 話 番 号												
	氏 名																			
取扱者	警察署 課 扱者																			

注：1 異動とは、現所有者の住所、氏名、電話番号が変更になった場合をいい、他人への譲渡等により所有者が変更した場合は、異動ではなく旧所有者の自転車防犯登録を抹消した上、新所有者により新規登録をしてください。

2 申請者が自転車防犯登録の所有者と相違ないか、確実に照会確認してください。

別表 1

「広島県自転車協同組合」防犯登録の流れ



「広島県防犯連合会」防犯登録の流れ

